

FAX 送付状

送信日: 令和5年6月13日
送信枚数: 2枚 (送付状を含む)

送付先:

協同組合日本接骨師会
副会長 真竹様

TEL: 03-3628-0395

FAX: 03-3628-0395

差出人:

関東信越厚生局 健康福祉部
保険課

〒330-9713 さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館7階

TEL: 048-740-0775

FAX: 048-601-1337

件名: 患者が任意に中止し、新規傷病で施術を受けた際の初検料算定について

大変お世話になっております。関東信越厚生局保険課の地引と申します。

遅くなりまして大変恐縮ですが、昨日ご依頼を受けました、標記に係る本省疑義照会についてお送りいたします。

～照会内容～

「腰部捻挫」で初診令和4年5月6日に施術を受けた患者が、令和4年7月12日を最後に患者の任意で施術を中止、28日後、新たに発生した「左肩関節捻挫」で令和4年8月9日に施術を受け、同日には従前の負傷（腰部捻挫）の施術を受けなかった場合は初検料を算定することは可能か。

【回答】

従前の負傷（腰部捻挫）に対する施術が行われていなければ、治癒がされたものとみることから、新たに発生した「左肩関節捻挫」の初検料の算定は可能です。しかし、従前の負傷が施術継続中と判断された場合の算定はできないこととしています。